

## 「外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる」について

鹿児島県の地域密着型サービス外部評価実施要綱（22年4月適用）により、条件を満たす事業所様は各自の申請によって1年に1回の外部評価実施を、2年に1回とすることができる場合があります。  
詳しい内容は各市町村にお問い合わせ下さい。

### ↓鹿児島県 外部評価実施要領（平成22年4月適用）からの抜粋

（自己評価及び外部評価の実施回数）

第4条 外部評価の実施回数は、次のとおりとする。

(1) 事業者は、少なくとも年度内に1回、自己評価及び外部評価を実施するものとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、過去に外部評価を5年間連続して実施している事業者であって、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす場合には、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用にあたっては、実施したものとみなすこととする。

ア 調査様式1の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を市町村に提出していること。

イ 運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること。

ウ 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

エ 調査様式1の「1 自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2, 3, 4, 6の実践状況（外部評価）が適切であること。

(3) (2)の規定については、事業所からの申出に基づき決定することとし、具体的な手続きは次のとおりとする。

ア 事業者は、事業所の存する市町村を経由して、県に地域密着型サービス外部評価の実施回数に係る適用要件確認書（別添様式1）を提出する。

イ 市町村は、要件の適用について、確認を行ったうえで、県へその結果を報告する。

ウ 市町村からの報告を受け、県は(2)の規定の可否について、決定し、事業者及び市町村に対し、その結果を通知する。

※ 書類等はインターネットで確認出来ます！

鹿児島県のホームページ（ <http://www.pref.kagoshima.jp/> ）

↓↓↓ ページ下方

**健康・福祉** 高齢者・介護保険

↓↓↓ ページ下方

外部評価 地域密着型サービス外部評価の概要

↓↓↓ ページ下方

外部評価実施要領（22年4月適用）